

2月13日は「日本遺産の日」

「日本遺産」を知っていますか？

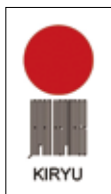
日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。

日本遺産「かかあ天下 - ぐんまの絹物語 -」は、群馬県内（桐生市・甘楽町・中之条町・片品村）にある13件の文化財から構成され、古くから盛んであった上州の絹産業と女性の活躍を伝える日本遺産です。桐生市には6件の構成文化財があり、織物の歴史と文化を伝える重要な役割を担っています。

日本遺産に対する理解や関心を高めるため、毎年2月13日を「日本遺産の日」とし、2月中は全国各地でイベントなどが行われます。桐生市でも、2月9日まで「日本遺産の日」展を開催しています。ぜひ、お越しください。

期間＝2月9日（日）まで

時間＝午前10時～午後4時（最終日は午後3時まで）



場所・内容＝有鄰館…日本遺産PR展示、まちなか交流館…織物製品展示・体験イベント

問い合わせ＝日本遺産活用室日本遺産活用担当（☎32 - 3913）



白瀧神社



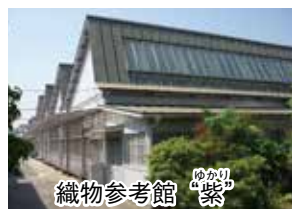
絹然記念館



桐生新町重伝建地区



後藤織物



織物参考館 ゆかり
“紫”



桐生織物記念館

第38回桐生市物産まつり 第63回桐生市特産物展示会

▶第38回桐生市物産まつり

桐生・みどり地域の各種物産品と親善都市である茨城県日立市、徳島県鳴門市の物産品・山海の特産物を展示即売します。また、当日の抽せんにより素敵な景品が当たる大抽せん会など楽しいイベントが盛りだくさんです。

期日＝2月15日（土）・16日（日）

時間＝午前10時～午後4時

場所＝美喜仁桐生文化会館スカイホール、屋外広場
問い合わせ＝桐生市観光情報センター「シルクル桐生」（☎32 - 4555）

▶第63回桐生市特産物展示会

市内で生産されている花や野菜などの特産品を展示します。また、午前10時から新鮮野菜などを直売します。

期日＝2月15日（土）・16日（日）

時間＝午前10時～午後4時※直売は16日正午までまたは売り切れ次第終了

場所＝美喜仁桐生文化会館第1・2会議研修室
問い合わせ＝農林振興課農業振興担当（☎32 - 4134）



桐生市物産まつりの様子



桐生市特産物展示会の様子

桐生市シティブランディング セミナーを開催



今回のセミナーは、桐生イノベーションEXPO^{エクスポ}と同時開催します。なお、この事業は、桐生商工会議所を主体とする桐生イノベーションプロジェクト実行委員会との連携により実施しています。

詳しくは、右の二次元コードからホームページでご確認ください。



期日＝3月8日（土）

時間＝午後1時から※開場は午後0時30分から

場所＝美喜仁桐生文化会館小ホール

内容

- ・一部 イノベーションEXPO（プレゼンテーション）
- ・二部 シティブランディングセミナー（パネルディスカッション・令和6年度採択事業者によるプレゼンテーション）

共催＝桐生商工会議所・桐生市

問い合わせ＝魅力発信課魅力発信担当（☎46 - 1049）

桐生八木節 キャンペーンスタッフ募集



桐生八木節まつりをはじめ、各種イベントで八木節踊りを披露し、桐生市と桐生八木節をPRする令和7年度桐生八木節キャンペーンスタッフを募集します。

書類選考の合格者は、20回程度の八木節踊りの養成講座を受講した後、キャンペーンスタッフとして認定されます。任期は7月に行う認定式の日から約1年間です。

対象＝八木節踊りに興味があり、令和7年3月31日時点で18歳から40歳までの人

募集人数＝9人（選考あり）

申し込み＝3月24日（月）までに、申込用紙に必要事項を記入のうえ、直接または郵送（必着）で、観光交流課（市役所3階、〒376 - 8501桐生市役所）へ。申込用紙は、観光交流課、新里・黒保根支所、各公民館、シルクル桐生、市ホームページにあります。

問い合わせ＝観光交流課観光振興担当（☎44 - 0754）

春季全国火災予防運動

春季全国火災予防運動が3月1日（土）から7日（金）まで全国一斉に実施されます。

令和6年度の全国統一防火標語は「守りたい 未来があるから 火の用心」です。

期間中、消防本部では、事業所などの立入検査や火災予防の広報を実施します。また、消防団と婦人消防隊が、火災予防広報のちらしを各世帯に配布します。黒保根町では、午前7時と午後7時に、火災予防のためサイレンを鳴らします。火災と間違えないようにしてください。

▶火災予防啓発イベント

住宅用火災警報器の設置維持などの広報活動、消

防音楽隊による演奏、消防車両の展示などを行います。

期日＝3月8日（土）

時間＝午前10時から

場所＝マーケットシティ桐生イベント広場

問い合わせ＝消防本部予防課指導係（☎47 - 1703）



南公園梅まつり 第41回南公園写生大会



梅林110アールに植栽された約600本の紅白梅が開花する南公園で梅まつりを開催します。

期間＝2月9日（日）～3月9日（日）

問い合わせ＝南公園（☎52 - 3456）

▶第41回南公園写生大会

入賞者には賞状と賞品を進呈します。また、応募された全作品を3月9日（日）から3月16日（日）まで、南公園管理事務所2階に展示します。

皆さん、ぜひ応募ください。

応募期間＝2月9日（日）～3月2日（日）

対象＝市内の小学生・幼稚園児・保育園児が描いた南公園の風景など。クレヨン・水彩など用具は自由で、四つ切画用紙（各自で用意）を使用してください。※応募作品は1人1点まで

応募方法＝画用紙の裏面に学校（園）名、学年、（幼稚園・保育園の場合は「年長」など）、組、氏名（ふりがな）を記入し、3月2日（日）午後3時までに直接、南公園管理事務所へ。

▶「花と団子」を開催します

南公園芝生広場周辺で和菓子やお茶を販売します。

また、キッチンカーの出店も予定しています。天候などの状況により、中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

期日＝2月9日（日）・11日（祝）・15日（土）・16日（日）・22日（土）・23日（祝）・24日（振休）、3月1日（土）・2日（日）・8日（土）・9日（日）

時間＝午前11時～午後3時



▲南公園梅まつりの様子（令和5年度）



▲展示された第40回南公園写生大会応募作品

南公園野鳥観察会

期日＝2月23日（祝）※雨天決行

時間＝午前10時～11時30分※午前9時30分から南公園管理事務所前にて受け付け

場所＝南公園

募集人数＝15人（抽せん）

持ち物＝双眼鏡（貸し出しあり）

申し込み＝2月22日（土）までに、電話（午前9時30分～午後3時）で南公園（☎52 - 3456）へ。



吾妻公園「冬の森に鳥たちを観に行こう」

桐生自然観察の森レンジャーによる冬鳥の観察会を行います。※小雨決行

期日＝2月22日（土）

時間＝午前10時～正午※午前9時30分から吾妻公園駐車場にて受け付け

場所＝吾妻公園と水道山公園

問い合わせ＝吾妻公園（☎22 - 8636）



重点支援地方給付金 (令和6年度非課税世帯)

令和6年度の住民税均等割非課税世帯を支援するため、給付金を支給します。

支給額＝1世帯あたり3万円

受給権者＝支給対象となる世帯の世帯主

支給対象＝次の①と②に該当する世帯です。対象となる可能性のある世帯には、1月下旬頃に通知を郵送しています。※住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯を除く。

①令和6年12月13日時点で桐生市の住民基本台帳に登録がある

②世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である

支給方法＝原則、世帯主名義で登録されている預貯金口座に振り込みます。

支給時期＝確認書（または申請書）を受取した日から、おおむね3週間後を目安に支給します。書類に不備がある場合は、給付が遅れることがあります。

申請方法

▶**先行給付決定通知書（はがき）が届いた場合**

申請は不要です。世帯主名義の口座に振り込みましたのでご確認ください。

▶**確認書（または申請書）が届いた場合**

3月21日（金）までに、申請書に必要な書類などを添えて、郵送（必着）で福祉課給付金担当（〒376-8501桐生市役所）へ。

▶**18歳以下の児童がいる世帯に「こども加算」を支給します。**

令和6年度住民税均等割非課税世帯への給付金を受けた世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に「こども加算」として児童1人当たり2万円を支給します。

支給額＝対象児童1人当たり2万円

対象児童＝基準日（令和6年12月13日）に同一世帯で扶養している18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降）

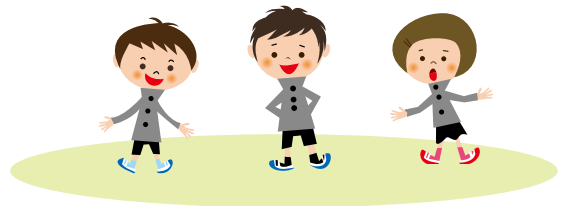
申請手続＝給付金受給済みの世帯へ2月上旬頃、支給決定通知を郵送します。記載内容に変更がなければ申請は不要です。

なお、単身で寮に入っているなど別居しているが生計が同一である児童がいる場合は、申請書などの提出が必要です。詳しくは、市ホームページでご確認ください。

申請期限＝4月30日（水）

支給方法＝支給決定通知の郵送後、3週間を目安に給付金の支給口座へ振り込みます。

問い合わせ＝給付金コールセンター（☎46-1041）※土、日、祝日を除く午前9時～午後5時



乳幼児の健康診査など

対象者には受付時間を掲載した通知を送付しますので、ご確認ください。

市ホームページや桐生ふれあいメールでも確認できます。

問い合わせ＝子育て相談課母子保健係（☎43-2003、43-2009）

行事	期日	対象	場所
10か月児健康診査	3/5(水)	令和6年4月6日～5月15日生まれ	保健福祉会館 (末広町)
1歳6か月児健康診査	3/11(火)	令和5年8月21日～9月20日生まれ	
3歳児健康診査	3/7(金)	令和3年9月8日～9月30日生まれ	
育児相談	3/13(木)	小学校入学前のお子さんと保護者※要予約	
すこやか栄養相談	随時	妊婦または子育て中の人	
もぐもぐ離乳食	3/12(水)	生後4～5か月のお子さんと保護者※要予約	
ステップアップ! 離乳食	3/13(木)	生後7～8か月のお子さんと保護者※要予約	
2歳児歯科健康診査	3/14(金)	令和4年7月7日～10月31日生まれ	新里町保健文化センター

軽自動車、バイクなどの廃車や所有者変更は3月中に手続きを

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車やバイクなどを人に譲ったり、廃車したりする場合は、3月末までに所有者の変更や廃車の手続きを済ませる必要があります。

廃車などの手続きは、次の場所で受け付けています。

▶原動機付自転車（125cc／1.0kw以下）

小型特殊自動車

受付場所＝税務課諸税担当（市役所2階、☎46 - 1046）、新里支所市民生活課（☎74 - 2212）、黒保根支所市民生活課（☎96 - 2111）

▶軽自動二輪車（125cc超250cc以下）

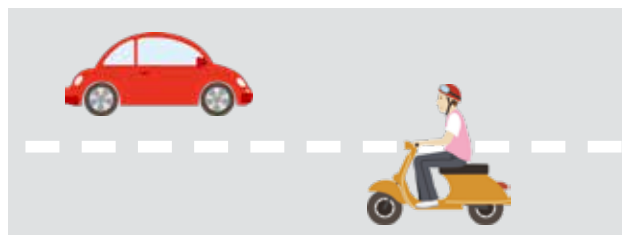
二輪小型自動車（250cc超）

受付場所＝関東運輸局群馬運輸支局（前橋市上泉町、☎050 - 5540 - 2021）

▶軽四輪自動車

受付場所＝軽自動車検査協会群馬事務所（前橋市五代町、☎050 - 3816 - 3109）

問い合わせ＝税務課諸税担当（☎46 - 1046）



図書館雑誌カバーに掲載する有料広告を募集します

図書館雑誌コーナーに並べられた最新号の雑誌カバーに掲載する企業、事業所、商店などの広告を募集します。

広告の規格＝A5サイズ（縦21センチメートル×横14.8センチメートル）以内

募集雑誌数＝図書館97誌、新里図書館61誌（先着順）

掲載期間＝原則、4月から翌年3月まで

掲載料＝1タイトル月額1,000円

申し込み＝2月14日（金）から3月14日（金）までに、申込用紙に必要事項を記入し、広告原稿を添えて直接、図書館へ。申込用紙と桐生市立図書館雑誌カバー広告掲載要綱は、図書館、新里図書館と市ホームページにあります。※申し込み期間終了後は随時募集します。

問い合わせ＝図書館奉仕係（☎47 - 4341）



健康長寿課成人検診業務に係る専用封筒に掲載する有料広告を募集します

掲載規格＝1枠縦4センチメートル×横9センチメートル、黒1色で封筒裏面に掲載

掲載枠数＝2枠

掲載料＝1枠10万8,320円

封筒の規格＝窓あき長形3号（12センチメートル×23.5センチメートル）

作成枚数＝4万8,000枚

使用期間＝5月から在庫がなくなるまでのおおむね1年間

応募条件＝納付すべき市税などを滞納していないこと

申し込み＝2月10日（月）から28日（金）までに、申込用紙に必要事項を記入し、直接、健康長寿課成人保健係（市役所1階）へ。申込用紙と桐生市公用封筒広告掲載要綱は、健康長寿課と市ホームページにあります。

問い合わせ＝健康長寿課成人保健係（☎44 - 8247）



▲掲載位置の例

国民年金保険料は ねんきんネットで納付できます

国民年金保険料納付書が手元になくても、ねんきんネットからインターネットバンキングなどを利用して、Pay - easy^{ペイジー}納付ができます。

ねんきんネットから国民年金の各月の納付状況を確認しながら、収め忘れた保険料や追納保険料が納

付可能です。また、ねんきんネットに表示される納付書情報（収納番号、納付番号、確認番号）を、金融機関などに設置されているPay - easy対応のATMに入力し納付することもできます。

詳しい利用方法については日本年金機構のホームページ「ねんきんネット 納付書レス納付」で検索し確認してください。

問い合わせ＝桐生年金事務所（☎44 - 2311）、市民課年金担当（☎32 - 3565）

市民税・県民税は 郵送での申告にご協力ください

市役所は旧庁舎解体工事中のため、構内の駐車場は使用できません。臨時駐車場は混雑が予想されるため、市民税・県民税（市・県民税）の申告書は、可能な限り郵送で提出してください。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

申告書は、市ホームページから作成できます。右の二次元コードを読み取るか、「桐生市 申告」と検索してください。申告の要否については、フローチャートが掲載されていますので、そちらをご確認ください。



▶ 申告会場は地区別での受付です

郵送による申告が難しく申告会場に来場する場合、お住まいの地区ごとに申告が受けられる期日・会場が決まっています。広報きりゅう1月号または市ホームページに、地区別受付の日程が掲載されていますのでご確認ください。「収支内訳書」と「医療費控除の明細書」は事前に作成が必要です。

▶ 収支内訳書

事業所得（営業、農業）または不動産所得がある人は、「収入金額」と「経費」を記した「収支内訳書」の提出が必要になります。事前に経費ごとに仕分けを行い、合計金額を計算してから申告会場にお越しください。

▶ 医療費控除の明細書

領収書の仕分け・計算は、職員では行わず申告者が行います。

なお、「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」を事前に作成していないと、受け付けの順番が変更になる場合や、当日申告をお受けできない場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ＝税務課市民税担当（☎46 - 1045）

所得税は 自宅から確定申告できます

▶ 書かない確定申告にご協力ください。

マイナンバーカードを使って、自宅からパソコンやスマートフォン（スマホ）で確定申告できるe - Tax^{エータックス}が便利です。給与・年金などの収入のほか、事業所得や不動産所得がある人の青色申告決算書や収支内訳書もパソコンやスマホから作成できます。

さらに、消費税の確定申告に青色申告決算書などのデータを引き継ぐことで一定の決算書などの情報が自動入力されます。

「確定申告書等作成コーナー」は右の二次元コードを読み取ると利用できます。



また、マイナポータルとe - Taxを連携させると、確定申告書の該当項目が自動入力されるので、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく便利です。詳しくは、右の二次元コードをご確認ください。



▶ 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

確定申告会場内の混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得するか、会場当日配布します。国税庁LINE公式アカウントは下の二次元コードから取得することができます。

確定申告会場は、混雑が予想されます。特に申告期限間際は大変な混雑が予想されますので、来場する場合は早めにお越しください。



問い合わせ＝桐生税務署（☎22 - 3121）※自動音声に従い「2」を選択

国民年金保険料の納付方法 お得に便利に

納付方法は次の①から④までの方法を選ぶことができます。

①納付書による現金納付

金融機関やコンビニエンスストアなどで納付できます。

②口座振替

指定した口座から翌月末に引き落とされます。当月分保険料を当月末に引き落とすことにより月額60円割引される早割制度もあります。

③クレジットカード納付

④パソコンや携帯電話

A T Mを利用した電子納付にも対応しています。金融機関にお問い合わせください。

▶前納で保険料が割引に

国民年金には、一括して保険料を納めると割引になる「前納制度」があります。

6か月・1年・2年分を前納でき、2年前納では1万6,000円程度が割引になります。

口座振替、クレジットカードの前納希望者は、市民課年金担当、新里・黒保根支所市民生活課で手続きをしてください。

・手続きに必要なもの

①預貯金通帳とその届け出印。クレジットカード納付希望の場合はクレジットカード。

②本人確認書類（運転免許証など）

③基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金保険料納付書など）

問い合わせ＝桐生年金事務所（☎44 - 2311）、市民課年金担当（☎32 - 3565）

どうしよう？困ったときには 一人で悩まず消費生活センター

屋根や給湯器などの点検トラブル、通信販売での定期購入トラブル、大手の会社を名乗った架空請求による詐欺など、消費者トラブルはいつ、誰に起きてもおかしくありません。

「被害にあってしまったかもしれない」「どうしたらいいかわからない」など、消費者トラブルでお困りの時は、迷わず桐生市消費生活センターへご相談ください。

▶消費生活センターとは

消費生活に関するさまざまな相談や苦情などを、専門の知識を持つ相談員が受け付け、トラブル解決のためのお手伝いをしています。

相談は無料です。相談は電話・来所どちらでも受け付けています。また、会議室での相談もできます。※相談者の秘密は固く守られます。

▶消費生活センターは移転しました

新本庁舎建設に伴い、利便性向上と、より相談しやすい窓口を目指し、消費生活センターを新本庁舎（市役所2階、市民相談情報課内）へ移転しました。また、開所時間を午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日から金曜日まで※祝日を除く）に拡充しました。なお、相談専用電話番号は変わりません。

▶消費者ホットライン「188（いやや!）」

最寄りの消費生活センターを案内する全国共通の電話番号です※相談窓口によって受付日・時間が異なります。

▶消費者トラブルFAQ

国民生活センターのホームページでは、相談の多いトラブルをキーワードで検索し解決情報や相談窓口などを案内する「消費者トラブルFAQ」を掲載しています。詳しくは、右の二次元コードから、ご確認ください。



▶出前講座

消費生活センターでは、消費者トラブルの事例と対策などを紹介する出前講座も行っています。ぜひご利用ください。

問い合わせ＝消費生活センター（☎40 - 1112）、市民相談情報課広聴・相談担当（☎32 - 3463）



▲新本庁舎に移転した消費生活センターの窓口